

気候変動問題に配慮したプロジェクトの支援の強化について

令和2年4月1日
石油天然ガス開発推進本部

1. 支援強化の内容

気候変動問題に配慮した石油・天然ガス開発事業等(以下、「石油等の採取等事業」、機構の債務保証要件を満たすもの)に対して、以下の措置を講じる。

- 債務保証料率を0.2%減じる。ただし最低保証料率は現行どおり0.4%とする。

2. 支援強化対象案件の要件

以下の要件をいずれも満たす案件とする。

- 石油等の採取等事業において、当該事業と一体でカーボンリサイクルやCO₂EOR、CCS、植林事業や洋上風力事業等の脱炭素化対策を実施する案件で、機構が認める事業であること。
- 脱炭素化対策の実施により期待される効果を定量的に示すことができること。

3. 制度の運用方針

別紙のとおり。

以上

支援強化の運用方針

1. 対象案件

- ① 新規債務保証案件
- ② 機構による債務保証支援中の案件で、機構が承認済みの開発計画を変更し、追加で脱炭素化対策を実施する案件(追加事業実施のために必要となる追加の借入分を対象とする)

2. 引下げ対象期間

- 新規案件
債務保証期間(保証対象債務の借入開始から同債務の完済まで)
- 既存債務保証案件
追加借入の債務保証期間(追加借入の借入開始から同債務の完済まで)
- 完工保証案件
完工保証案件については、完工保証解除までの期間

3. モニタリング他

- 機構は、保証委託者に対して、機構に申請(または報告)を行う年間事業計画、開発作業月報、生産月報において、脱炭素化対策事業の進捗状況について報告を求める。
- 上記報告をもとに機構は採択(既存保証案件においては開発計画変更承認)時点からの事業の進捗を確認し、合理的な理由なく当初計画の事業が達成されていない場合には、引下げ分の保証料を追徴することとする。

以上